熱中症対策普及事業実施要領

実施要領雛型

　　　　　令和　年　月　日現在

１　目的

この要領は、気候変動適応法（平成３０年法律第５０号）第２３条に基づき実施する熱中症対策普及事業の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　事業実施主体

（団体名）を実施主体とする。

３　事業対象者

米沢市内の事業者及び米沢市民とする。

４　実施内容

（１）熱中症対策について、米沢市に所在する事業者及び米沢市民に対する啓発活動及び広報活動を行う。

（２）熱中症対策について、米沢市民からの相談に応じることや必要な助言を行う。

５　実施計画

　　別紙事業計画書のとおり。

６　実施期間

概ね　月　日～　月　日とする。

７　事業報告

事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書を市長に提出するものとする。事業年度終了後は、速やかにその事業年度の事業報告書を市長に提出するものとする。

８　個人に関する情報の取扱い

熱中症対策普及事業を通して知り得た個人に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき適切に管理し、個人情報の保護に努めるものとする。

附則

この実施要領は、令和　年　月　日から施行する。